

第 4 9 号議案

令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の
規定により、令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和元年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	5,310,907,630	3,091,161,721	663,885,256
議会の議決による処分額	261,517,724	0	△261,517,724
資本金への組入れ	261,517,724	0	△261,517,724
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△402,367,532
減債積立金の積立て	0	0	△402,367,532
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	5,572,425,354	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金663,885,256円のうち
261,517,724円を資本金に組み入れること。

令和元年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	5,310,907,630	3,091,161,721	663,885,256
議会の議決による処分額	261,517,724	0	△261,517,724
資本金への組入れ	261,517,724	0	△261,517,724
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第7条による処分額	0	0	△402,367,532
減債積立金の積立て	0	0	△402,367,532
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第8条による処分額	0	0	0
処分後残高	5,572,425,354	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0